

がん具煙火（おもちゃ花火）の貯蔵（販売）等に係るお願い

住民生活の身近な存在である「がん具煙火（おもちゃ花火）」については、最近是一年を通じて販売されていますが、夏季は特に販売数量が増加する時期です。

こうした花火は火薬を使用しており、危険物にあたることから火薬類取締法に基づき販売店（店舗）での貯蔵量に応じて庫外貯蔵庫の設置に伴う技術上の基準等が規定されています。さらに市町村によっては火災予防条例により売場に陳列できる数量も制限されている場合があるなど消防署の立入検査等の際に不備等を是正するよう求められる事例も発生しています。

このため、各事業者におかれましては、こうした法令等の主旨を御理解いただき、傘下の各販売店（店舗）に対し周知（注意喚起）されるなど、関係法令や条例に抵触することのないよう適切に取り扱ってください。

なお、市町村の火災予防条例については、各市町村によって内容が異なりますので各販売店（店舗）が所在する地域の消防本部（消防署）にお問い合わせください。

また、火薬類取締法に基づき販売店（店舗）に愛知県知事等が指示する庫外貯蔵庫を設ける場合の手続き等については、右記の窓口に御相談ください。

※ 火薬類は原則として、火薬庫で貯蔵しなければなりません。ただし、使用目的や貯蔵する火薬類の数量により、火薬庫外での貯蔵が認められることがあります。

この火薬庫外での貯蔵場所を「庫外貯蔵庫」と言いますが、がん具煙火（おもちゃ花火）も庫外貯蔵庫に貯蔵することが可能です。

なお、庫外貯蔵庫は、火薬量が 25kg までは各事業者の判断により安全な場所に設置することが可能ですが、それ以上（～250kg 以下、～500kg 以下）貯蔵する場合は都道府県知事等が指示する安全な場所に設置していただくための申請が必要となります。

火薬類取締法（庫外貯蔵庫等）に関する書類提出先及びお問い合わせ先

販売店（店舗）の所在地	所 管 事 務 所	
名古屋市	名古屋市 消防局 予防部 規制課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 （名古屋市役所本庁舎1階） 〈052〉972-3553
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河 総局	防災安全課 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 （愛知県東三河総合庁舎2階） 〈0532〉35-6119
新城市、設楽町、東栄町、豊根村		新城設楽振興事務所 県民防災安全課 〒441-1365 新城市字石名号20-1 （愛知県新城設楽総合庁舎2階） 〈0536〉23-2114
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所 防災安全課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 （愛知県三の丸庁舎4階） 〈052〉961-1519
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所 県民防災安全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 （愛知県海部総合庁舎2階） 〈0567〉24-2125
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多県民事務所 県民防災安全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 （愛知県知多総合庁舎2階） 〈0569〉21-8111
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河 県 民 事 務 所	防災安全課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 （愛知県西三河総合庁舎2階） 〈0564〉27-2705
豊田市、みよし市		（豊田加茂防災安全 グループ） 〒471-8503 豊田市元城町4-45 （愛知県豊田加茂総合庁舎2階） 〈0565〉32-7493

※地域ごとに窓口が異なりますのでご注意ください。

◎参考【火薬類取締法（抜粋）】

（貯蔵）

第十一条

- 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。
- 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。
- 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。

【火薬類取締法施行規則（抜粋）】

（火薬庫外に貯蔵できる火薬類）

第十五条 法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量（同表に掲げるその他の火工品にあつては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量）とする。（以下、省略）

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

- 火災及び盗難の防止について留意すること。
- 前条第一項の表（6）（イ）の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。

※(6) (イ)の規定は火薬の貯蔵量が500kg以下の場合ですが、同表(6) (ロ)の250kg以下の場合もこれに準じます。

イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては、床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとする。

ロ 入口の扉は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とする。

ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けない。

ニ 自動消火設備を設ける。

※第二十一条第一項第一号

火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らない。

同第二号

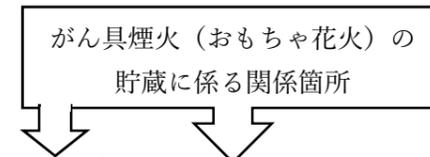
火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、燃焼しやすい物をたい積しない。

同第四号

火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具又は携帯電燈以外の燈火を持ち込まない。←金属による摩擦や静電気等の発生が火薬類にとって危険であるための措置。

同第六号

火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしない。←貯蔵する場所は作業を行う場所ではないということ。



(8)	(7)	(6)		(5)		(4)	(3)	(2)	(1)			貯蔵する者等の区分
		(ロ)	(イ)	業の場合	その他の事業の場合				(ハ)	(ロ)	(イ)	
5				10	25		5	5	5	5	20	火薬（キログラム）
				5	15				5			無添加可塑性爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する国産又は都道府県警署長が貯蔵するものを除く。）以外の爆薬（キログラム）
				100	300					100		工業雷管及び電気雷管（個）
				100	500							導線（メートル）
100				200	1,000					1,000	1,000	導火線（メートル）
500				1,000	2,000					2,000	2,000	電気導火線（個）
2,000	3,000						3,000			3,000	30,000	銃用雷管（個）
800	5,000					10,000	10,000	10,000		10,000	4,000	実包及び空包（建設用びょう打ち銃用空包を除く。）（個）
200										2,000	2,000	薬液注入用薬包（個）
2,000				2,500	4,000					20,000	8,000	建設用びょう打ち銃用空包（個）
1,000				2,000	4,000					4,000	4,000	コンクリート破砕器（個）
10				25	50					50	50	ロープ発射用ロケット（個）
				100								銃ざい破砕器及び爆発せん孔器（個）
				4,000								爆発びょう（個）
				100								油井用火工品（個）
25	500											信号雷管（個）
0※	100									25	25	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品（キログラム）
5										50	50	信号雷管及び信号火せん（キログラム）
5				25						25	25	煙火（がん具煙火を除く。）（キログラム）
25		250	500									がん具煙火（第1条の5第1号〜(2)に掲げるものを除く。）（キログラム）
5		15	25									第1条の5第1号〜(2)に掲げるがん具煙火（キログラム）
無制限							無制限			無制限	無制限	火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょう（個）
5	25			25	50					50	50	その他の火工品（キログラム）

備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号雷管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。
 2 信号雷管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。
 3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。
 4 ※を付した値は、日本産業規格K四八二八二（二〇〇三）に規定する危険区分が一・四であつて、隔離区分がSの状態である航空機用火工品については、0・2とする。

規則 第十五条
（規則第十五条第一項の表）

関連項目

◎火薬類には貯蔵に関して以下のような基準もありますので参考にしてください。

【愛知県補完基準（抜粋）】

8 火薬類庫外貯蔵場所

法第11条第1項ただし書の規定に基づく省令第15条第1項の表に掲げる火薬類を貯蔵する安全な場所は、省令第16条に規定する火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準によるほか、次による。

(1) 共通事項

ア 付近5メートル以内に火気を取り扱う場所のないこと。

ただし、火気との間に不燃性物質を使用した隔壁等により延焼を遮断措置を講じたものにあつては、この限りでない。

イ 湿気、直射日光及び温度等によって、火薬類に悪影響を及ぼさない場所であること。

ウ 電燈線又は動力線等に対して安全な場所であること。

エ 付近には貯水槽（180リットル以上）又は消火器等の消火のための設備を設け、かつ、「火気厳禁」、「立入禁止」等の警戒札を掲示した場所であること。

オ 貯蔵火薬類の万一の爆発又は燃焼に際して他に被害を及ぼすおそれの少ない場所であり、かつ、盗難防止の措置が十分とれる場所であること。

カ 常時頻繁に人の出入りする場所を避けること。

キ 消火活動に支障をきたさない場所であること。

ク 最大貯蔵量が十分収納できる大きさであること。

(2) 個別事項

ア～ウ 省略

エ 省令第15条第1項の表(6)に関するもの（がん具煙火を販売する者）

(ア) 貯蔵場所の外面から省令第1条に規定する保安物件（火薬類を貯蔵する者の家屋を除く。）に対して5メートル以上の距離を保有すること。ただし、保安物件の当該方向に対し防火壁を設置したものにあっては、この限りでない。

(イ) 省令第15条第1項の表(6)ロに定めるところによりがん具煙火を貯蔵する場所の構造は次による。

A 周囲の壁、天井及び床は、耐火性の構造とすること。

B 入口の戸は鉄製の防火戸とすること。

C 窓、通気孔は設けないこと。

(ウ) 扉又は戸には、錠を取り付けること。

(エ) 照明設備を設けるときは、室内に電導線を表さず、かつ、点滅装置（スイッチ）を室外に設けること。

オ 省略

カ 省令第15条第1項の表(8)に関するもの（知事の指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者）は(1)に準用する。

◎申請書類（知事が指示する安全な場所）

※申請書類等は愛知県のホームページからダウンロードできます。

様式第30

火薬類庫外貯蔵場所指示申請書		年	月	日
愛知県知事 殿				
住所 氏名 〔名称及び 代表者名〕				
事務所所在地	(電話)			
職業				
貯蔵庫の所在地				
貯蔵の方法				
貯蔵火薬類の種類及び最大数量				
貯蔵期間				
管理者	住所 氏名	年齢 歳		
備考				

※ 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とする。

がん具煙火の適切な貯蔵（販売）について

がん具煙火を販売する場合、販売店（店舗）ごとの貯蔵量（火薬量）に応じて取扱いが異なりますのでご注意ください。

	貯蔵量（火薬量）	貯蔵できる場所	貯蔵に係る技術上の基準等（守ってほしいこと）	必要な手続き
1	501kg以上	・がん具煙火貯蔵庫	【火薬類取締法施行規則第29条】 記載省略	知事の許可 (火薬類取締法第12条)
2	251kg～500kg以下 〔火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(6)(イ)〕	・がん具煙火貯蔵庫 ・庫外貯蔵庫（知事が指示する安全な場所）	【火薬類取締法施行規則第16条第1号、第2号及び第21条第1項第1号、2号、4号、6号】 ・火災及び盗難の防止について留意すること。 ・場所について、周囲の壁並びに建築物の2階以上に設ける場合にあつては、床は厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造りとする事。 ・入口の扉は、厚さ0.6mm以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とする事。 ・窓、通気口及び換気孔は設けないこと。 ・自動消火設備を設けること。 ・貯蔵庫内部には必要がある者のほかは立ち入らないこと。 ・貯蔵庫内部には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。 ・貯蔵庫内に入る場合は、鉄類若しくはそれらを使用した器具又は携帯電燈以外の燈火を持ち込まないこと。 ・貯蔵庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。 【愛知県補完基準】 (1) 共通事項 ア 付近5メートル以内に火気を取り扱う場所のないこと。 ただし、火気との間に不燃性物質を使用した隔壁等により延焼を遮断措置を講じたものにあつては、この限りでない。 イ 湿気、直射日光及び温度等によって、火薬類に悪影響を及ぼさない場所であること。 ウ 電燈線又は動力線等に対して安全な場所であること。 エ 付近には貯水槽（180リットル以上）又は消火器等の消火のための設備を設け、かつ、「火気厳禁」、「立入禁止」等の警戒札を掲示した場所であること。 オ 貯蔵火薬類の万一の爆発又は燃焼に際して他に被害を及ぼす恐れのない場所であり、かつ、盗難防止の措置が十分とれる場所であること。 カ 常時頻繁に人の出入りする場所を避けること。 キ 消火活動に支障をきたさない場所であること。 ク 最大貯蔵量が十分収納できる大きさであること。 (2) 個別事項 エ 火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(6)に関するもの（がん具煙火を販売する者） (7) 貯蔵場所の外側から火薬類取締法施行規則第1条に規定する保安物件（火薬類を貯蔵する者の家屋を除く。）に対して5メートル以上の距離を保有すること。ただし、保安物件の当該方向に対し防火壁を設置したものにあっては、この限りでない。 (9) 扉又は戸には、錠を取り付けること。 (エ) 照明設備を設けるときは、室内に電導線を表さず、かつ、点滅装置（スイッチ）を室外に設けること。	知事の指示 〔火薬類取締法施行規則第15条第1項〕
3	26kg～250kg以下 〔火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(6)(ロ)〕	同上	【火薬類取締法施行規則第16条第1号及び第21条第1項第1号、2号、4号、6号】 ・火災及び盗難の防止について留意すること。 ・貯蔵庫内部には必要がある者のほかは立ち入らないこと。 ・貯蔵庫内部には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。 ・貯蔵庫内に入る場合は、鉄類若しくはそれらを使用した器具又は携帯電燈以外の燈火を持ち込まないこと。 ・貯蔵庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。 【愛知県補完基準】 基本的に上記2と同じだが、異なる部分は以下のとおり。 エ 愛知県火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(6)に関するもの（がん具煙火を販売する者） (イ) 同規則第15条第1項の表(6)(ロ)に定めるところによりがん具煙火を貯蔵する場所の構造は次による。 A 周囲の壁、天井及び床は、耐火性の構造とすること。 B 入口の戸は鉄製の防火戸とすること。 C 窓、通気孔は設けないこと。	同上 } 上記と共通
4	25kg以下 〔火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(8)〕	・がん具煙火貯蔵庫 ・庫外貯蔵庫 （「知事が指示する安全な場所」以外の安全な場所）	火災及び盗難の防止に留意すること。 ※施錠できる金属製ロッカーや金庫に貯蔵するのも可能だが、金庫ごと盗取されないよう床に固定することが望ましい。	手続き不要
5	【その他の注意事項】 ・貯蔵量（火薬量）は、純粋に火薬類だけの重量であり、がん具煙火（おもちゃ花火）に付属する竹ひご、紙類、パッケージ等の火薬類以外の重量は含みません。 ・庫外貯蔵庫は、ひとつの販売店（店舗）に原則1箇所です。多種類の火薬類（がん具煙火）を同時に貯蔵するときは、火薬量その他のやむを得ない事情により2つの分庫を設けることは可能ですが、2つの分庫の合計数量が火薬類取締法施行規則第15条の表の規定数量以下でなければなりません。2つの分庫とは、例えばショーケース（売場）とバックヤードの関係であり、合計して25kg以下なら上記4のとおり手続きは不要です。			